

感染症における出席停止について

医療機関で下表の感染症と診断された場合、感染症の流行を予防するため出席停止とします。出席停止となった期間は「生徒指導要録」の「出席の記録」に、“出席停止・忌引等の日数”として記録され“欠席日数”には数えませんが、本校所定の証明書または医療機関の発行する診断書の提出が必要となります。

本校所定の証明書は下記の証明書をダウンロードしてお使いください。

また、診断書や本校所定の証明書は有料な場合や、本校所定の証明書用紙が使用できない場合がありますので、受診される医療機関でご確認ください。

なお、第三種感染症の「その他の感染症」については、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発症、流行の様態等を考慮の上、出席停止にするかどうかを判断いたしますので学校にお問い合わせください。

【学校において予防すべき感染症】

類型	感染症名	出席停止の期間と基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

主治医様

近畿情報高等専修学校
校長 小寺 克一

証明書発行について（お願い）

この度、本校生徒より学校感染症罹患の届けがあり、学校保健安全法第19条で定めるところにより出席停止の措置を行いました。

お手数ですが、下記の証明書に必要事項をご記入いただき、本校生徒にお渡しくさせていただきますようお願い申し上げます。

----- キリトリセン -----

証 明 証

近畿情報高等専修学校

* 該当する疾病名に○印、または記入をお願いいたします。

類型	感染症名と出席停止の期間と基準	
第二種	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
その他感染症()	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
医師所見(必要な場合)		
今回の疾病での自宅療養期間		
年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印